

お詫びと訂正

2019.9.30 芸術活動助成課

舞台芸術創造活動活性化事業の募集案内の71ページ及び82ページに修正がございます。

お詫び申し上げますとともに、訂正をいたします。

以下、訂正版に差し替えていただけますようお願ひいたします。

助成対象経費一覧表 舞踊分野

助成対象経費

支出予算書に計上可能な経費は下表のとおりです。各経費の支払い先、単価・数量、支払額は記載もれのないよう、注意してください。

なお、**令和2年度に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できることが条件になります。**当該活動の実施に係る経費であっても、**令和2年3月31日以前に支払った経費は、助成対象経費にはなりません。**

また、下表に記載がない経費は助成の対象となりません。各細目の詳細については、次頁の助成対象経費の詳細を確認してください。

活動計画推進業務費及びバリアフリー対応、多言語対応に係る経費については、P. 56～57を参照してください。

費　目	項　目	細　目
稽古費・音楽費・文芸費	稽古費	稽古料、稽古場借料
	音楽費	稽古ピアニスト料、音楽制作料、作詞料、作曲料、編曲料、作調料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、合唱指揮料、声楽指導料、調律料
	文芸費	演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、台本料、台本印刷料、脚色料、補綴料、翻訳料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、バレエマスター・バレエミストレス、言語指導料、剣術指導料、所作指導料、合唱指導料、振付指導料、字幕原稿翻訳・作成料、著作権使用料、ライセンス料、ロイヤリティ
会場費・舞台費	会場費	会場使用料、付帯設備使用料
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、人形製作費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら(床山)費、メイク費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、特殊効果費、機材借料、字幕費

舞台費	大道具費	大道具の製作・借用・修繕に要する費用。製作か借用が修繕か、及び支払先を明記すること。借料については公演前日までに係る分のみ。
	小道具費	小道具の製作・借用・修繕に要する費用。製作か借用か修繕か、及び支払先を明記すること。借料については公演前日までに係る分のみ。
	舞台スタッフ費	大道具、小道具の人員に係る費用。公演前日までに係る分のみ。
	人形製作費	人形の製作・修繕に要する費用(人件費を含む。)。
	衣装費	衣装の製作・借用・修繕に係る費用。製作か借用か修繕か、及び支払先を明記すること。借料については公演前日までに係る分のみ。
	衣装スタッフ費	上記スタッフに係る費用。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	履物費	履物に係る費用。スタッフ人件費、借料については、公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	かつら(床山)費	かつら(床山)に係る費用。スタッフ人件費、借料については、公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	メイク費	メイクに係る費用。公演前日までに係る分のみ。
	照明費	舞台照明に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	照明スタッフ費	上記スタッフ費。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	音響費	舞台音響に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	音響スタッフ費	上記スタッフ費。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	映像費	舞台上で使用する映像に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る分のみ。公演記録、広告用スチール写真等は含まない。支払先を明記すること。
	特殊効果費	舞台上で使用する特殊効果に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る部分のみ。支払先を明記すること。
	機材借料	特殊効果等に要する機材に係る借料。公演前日までに係る分のみ。
	字幕費	字幕に要する機材に係る借料及び人件費。公演前日までに係る部分のみ。ただし、外国語の歌詞、台詞等を日本語で表示するための字幕に限る。

※ 稽古から本番まで同一の者に発注している場合、請求書等において稽古と本番に分かれた内訳が必要。

※ 給与制による出演者・スタッフ人件費については、以下の方法により積算すること。なお、従事日数について、他の公演の業務に従事する場合は、必ず按分すること。

記載できる金額=年間給与額／(A) × 従事日数

(A)=就業規則等で定める日数

- 年間給与額

活動が行われる前々年度の決算額とする。ただし、その内訳としては基本給与の他、賞与、家族手当、通勤手当、社会保険料や法定福利費(事業主負担分)とし、退職手当引当金や事務的経費(事務職員経費及び会議手当等)、法定外福利厚生費等については含めないものとする。

※ 舞台費(大道具費・小道具費・衣装費等)については、見積り又は支出予算書別紙「舞台費内訳書」を併せて提出すること(別紙の書式は振興会ホームページからダウンロードできます。)。

助成対象経費一覧表 演劇分野

助成対象経費

支出予算書に計上可能な経費は下表のとおりです。各経費の支払い先、単価・数量、支払額は記載もれのないよう、注意してください。

なお、**令和2年度に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できることが条件になります。**当該活動の実施に係る経費であっても、**令和2年3月31日以前に支払った経費は、助成対象経費にはなりません。**

また、下表に記載がない経費は助成の対象となりません。各細目の詳細については、次頁の助成対象経費の詳細を確認してください。

活動計画推進業務費及びバリアフリー対応、多言語対応に係る経費については、P. 56～57を参照してください。

費　目	項　目	細　目
稽古費・音楽費・文芸費	稽古費	稽古料、稽古場借料
	音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、音楽制作料、樂譜借料、写譜料、稽古ピアニスト料、調律料
	文芸費	脚本料、演出料、演出助手料、構成料・ドラマトウルク料、脚色料、振付料、振付助手料、台本印刷料、翻訳料、音楽プラン料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、照明プラン料、音響プラン料、衣装デザイン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、舞台監督料、舞台監督助手料、剣術指導料、方言指導料、所作指導料、振付指導料、合唱指導料、言語指導料、字幕原稿翻訳・作成料、著作権使用料、ライセンス料
会場費・舞台費	会場費	会場使用料、付帯設備使用料
	舞台費	大道具費、小道具費、人形製作費、道具スタッフ費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら(床山)費、メイク費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、特殊効果費、機材借料、字幕費

助成対象経費の詳細

稽古料	稽古料	<p>出演者が稽古するに当たってその者に支払う対価(交通費・日当等除く。)。顔合わせ、本読み以降を対象とし、1日当たりで稽古費を算出している場合は40日を上限とする。なお、個人的練習及びアンダーアートについて対象としない。</p> <p>劇団等でこれについての内規等を設けている場合は、別途当該内規を提出すること。</p> <p>また、出演者に支払われる総額(稽古料と出演料)については、支出予算書別紙「稽古料・出演料内訳書」を提出すること(別紙の書式は振興会ホームページからダウンロードしてください。)。なお、給与制の場合には、内訳に明示すること。</p>
	稽古場借料	<p>出演者が稽古するに当たって必要となる稽古場借料。本番の会場以外で行う稽古の会場料はこの細目に計上すること。</p> <p>顔合わせ、本読み以降を対象とし、日数は40日以内。なお、事務所と一体となった稽古場を年間を通じ借上げしている場合は、床面積で按分を行うこと。</p>
音楽費	作詞料	作品中に使われる楽曲に付す詞を新たに作る経費。
	作曲料	公演のために新たに作曲したことに対する対価。対象は原則としてチラシ等に作曲(又は音楽)として記載された者のみ。
	編曲料	元々存在する楽曲等を、上演するために手を加えるに当たっての対価。対象は原則としてチラシ等に編曲(又は音楽)として記載された者のみ。
	音楽制作料	演目中に使用する楽曲の録音等に要する費用。 スタジオ借料及びそれに含まれる人件費はこの細目に計上すること。
	楽譜借料	楽譜の借料。本番は除く。
	写譜料	楽譜を写すために必要な対価。
	稽古ピアニスト料	稽古に際してのピアノ伴奏を行った者に支払う費用。
	調律料	ピアノ等の調律に対する対価(稽古分のみ計上可)。
文芸費	脚本料	脚本執筆に係る対価。対象は原則としてチラシ等に脚本又は作として記載された者のみ。
	演出料	演出に係る対価。対象は原則としてチラシ等に演出として記載された者のみ。
	演出助手料	演出家を補佐する人員(演出補を含む。)に要する費用。
	構成料 ドラマトゥルク料	上演内容の構成、ドラマトゥルクを行った者に対する対価。対象は原則としてチラシ等に構成、ドラマトゥルクとして記載された者のみ。
	脚色料	元々存在する小説等を、上演するために脚本にすること、または元々ある戯曲や脚本に手を加えることに対する対価。台本に手を加えて不足等を補うに当たり対価として支払う費用。対象は原則としてチラシ等に脚色、補綴、翻案として記載された者のみ。
	振付料	振付に係る対価(ステージングを含む。)。対象は原則としてチラシ等に振付として記載された者のみ。
	振付助手料	振付家を補佐する人員に要する費用。
	台本印刷料	台本の印刷に係る費用。

令和2年度支出予算書 総表

項目	個表番号	活動名	予算額(千円)	予算額合計(千円)
助成対象経費	稽古費	1 2 3		
	音楽費	1 2 3		
	文芸費	1 2 3	伝統芸能分野及び大衆芸能分野で出演費等を助成対象経費として選択した場合には、助成対象経費の項目が異なりますので、御注意ください。所定の様式をお使いください。	
	会場費	1 2 3		
	舞台費	1 2 3		
	小計(A)			
消費税等 仕入控除 税額計(B)	1 2 3			
小計(C) (下記のいずれかを選択し、欄に該当する金額を記入) <input type="checkbox"/> 課税事業者 (C)=(A)-(B) / <input type="checkbox"/> 免税事業者、簡易課税事業者 (C)=(A)				
活動計画推進業務費 (活動計画推進業務費計算書の(g)の額を記入)				
助成対象経費合計(D) (D)=小計(C)+活動計画推進業務費				

(音楽分野のみ記入) 収入総表

項目	個表番号	活動名	予算額(千円)	予算額合計(千円)
入場料収入	1 2 3			
民間からの寄付金・協賛金・助成金等	1 2 3			
収入合計				

※A4判1枚に収まるように作成してください。

整理番号

活動計画推進業務費計算書

【活動計画推進業務費の内訳】

業務内容	積算内訳	課税区分	金額（千円）
活動計画推進業務費として行う業務の内容を具体的に記入してください。			
	P. 5 6 の活動計画推進業務費の説明に従い、経費の積算内訳を可能な限り詳細に記入してください。		金額は千円単位で記入してください。 単位未満は切り捨ててください。
	(課税事業者のみ) 不課税取引・非課税取引（消費税が課税されない取引）に当たるものは「課税外」を選択又は記入してください。		
活動計画推進業務費 小計 (a)			

【消費税等仕入控除税額予算書】※課税事業者のみ

(単位：千円)

小計(a) のうち課税対象外経費 (b) ※上記内訳のうち課税対象外経費の合計	
消費税等仕入控除税額 (c) ※(c)=[(a)-(b)]×10／110	
活動計画推進業務費 (d) ※(d)=(a)-(c)	

【活動計画推進業務の上限額】

令和2年度支出計画総表の小計(A)
を転記してください。

(単位：千円)

活動計画推進業務費を除く助成対象経費 (e) ※令和2年度支出計画総表の小計(C)	
上限額 (f) ※(f)=(e)×0.05	

【助成対象経費として算入する活動計画推進業務費】

(単位：千円)

活動計画推進業務費 (g) ※活動計画推進業務費(d)又は上限額(f)のいずれか低い額	
--	--

整理番号

助成対象経費一覧表 舞踊分野

助成対象経費

支出予算書に計上可能な経費は下表のとおりです。各経費の支払い先、単価・数量、支払額は記載もれのないよう、注意してください。

なお、**令和2年度に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できることが条件になります。**当該活動の実施に係る経費であっても、**令和2年3月31日以前に支払った経費は、助成対象経費にはなりません。**

また、**下表に記載がない経費は助成の対象となりません。**各細目の詳細については、次頁の助成対象経費の詳細を確認してください。

費　目	項　目	細　目
稽古費・音楽費・文芸費	稽古費	稽古料、稽古場借料
	音楽費	稽古ピアニスト料、音楽制作料、作詞料、作曲料、編曲料、作調料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、合唱指揮料、声楽指導料、調律料
	文芸費	演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、台本料、台本印刷料、脚色料、補綴料、翻訳料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、バレエマスター・バレエミストレス、言語指導料、剣術指導料、所作指導料、合唱指導料、振付指導料、字幕原稿翻訳・作成料、著作権使用料、ライセンス料、ロイヤリティ
会場費・舞台費	会場費	会場使用料、付帯設備使用料
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、人形製作費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら(床山)費、メイク費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、特殊効果費、機材借料、字幕

舞台費	大道具費	大道具の製作・借用・修繕に要する費用。製作か借用が修繕か、及び支払先を明記すること。借料については公演前日までに係る分のみ。
	小道具費	小道具の製作・借用・修繕に要する費用。製作か借用か修繕か、及び支払先を明記すること。借料については公演前日までに係る分のみ。
	舞台スタッフ費	大道具、小道具の人員に係る費用。公演前日までに係る分のみ。
	人形製作費	人形の製作・修繕に要する費用(人件費を含む。)。
	衣装費	衣装の製作・借用・修繕に係る費用。製作か借用か修繕か、及び支払先を明記すること。借料については公演前日までに係る分のみ。
	衣装スタッフ費	上記スタッフに係る費用。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	履物費	履物に係る費用。スタッフ人件費、借料については、公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	かつら(床山)費	かつら(床山)に係る費用。スタッフ人件費、借料については、公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	メイク費	メイクに係る費用。公演前日までに係る分のみ。
	照明費	舞台照明に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	照明スタッフ費	上記スタッフ費。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	音響費	舞台音響に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	音響スタッフ費	上記スタッフ費。公演前日までに係る分のみ。支払先を明記すること。
	映像費	舞台上で使用する映像に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る分のみ。公演記録、広告用スチール写真等は含まない。支払先を明記すること。
	特殊効果費	舞台上で使用する特殊効果に係る費用(プラン料除く。)。公演前日までに係る部分のみ。支払先を明記すること。
	機材借料	特殊効果等に要する機材に係る借料。公演前日までに係る分のみ。
	字幕費	字幕に要する機材に係る借料及び人件費。公演前日までに係る部分のみ。ただし、外国語の歌詞、台詞等を日本語で表示するための字幕に限る。

※ 稽古から本番まで同一の者に発注している場合、請求書等において稽古と本番に分かれた内訳が必要。

※ 給与制による出演者・スタッフ人件費については、以下の方法により積算すること。なお、従事日数について、他の公演の業務に従事する場合は、必ず按分すること。

記載できる金額=年間給与額／(A) × 従事日数

(A)=就業規則等で定める日数

- 年間給与額

活動が行われる前々年度の決算額とする。ただし、その内訳としては基本給与の他、賞与、家族手当、通勤手当、社会保険料や法定福利費(事業主負担分)とし、退職手当引当金や事務的経費(事務職員経費及び会議手当等)、法定外福利厚生費等については含めないものとする。

※ 舞台費(大道具費・小道具費・衣装費等)については、見積り又は支出予算書別紙「舞台費内訳書」を併せて提出すること(別紙の書式は振興会ホームページからダウンロードできます。)。

助成対象経費一覧表 演劇分野

助成対象経費

支出予算書に計上可能な経費は下表のとおりです。各経費の支払い先、単価・数量、支払額は記載もれのないよう、注意してください。

なお、**令和2年度に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できることが条件になります。**当該活動の実施に係る経費であっても、**令和2年3月31日以前に支払った経費は、助成対象経費にはなりません。**

また、下表に記載がない経費は助成の対象となりません。各細目の詳細については、次頁の助成対象経費の詳細を確認してください。

費　目	項　目	細　目
稽古費・音楽費・文芸費	稽古費	稽古料、稽古場借料
	音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、音楽制作料、樂譜借料、写譜料、稽古ピアニスト料、調律料
	文芸費	脚本料、演出料、演出助手料、構成料・ドラマトウルク料、脚色料、振付料、振付助手料、台本印刷料、翻訳料、音楽プラン料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、照明プラン料、音響プラン料、衣装デザイン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、舞台監督料、舞台監督助手料、剣術指導料、方言指導料、所作指導料、振付指導料、合唱指導料、言語指導料、字幕原稿翻訳・作成料、著作権使用料、ライセンス料
会場費・舞台費	会場費	会場使用料、付帯設備使用料
	舞台費	大道具費、小道具費、人形製作費、道具スタッフ費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら(床山)費、メイク費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、特殊効果費、機材借料、字幕費

助成対象経費の詳細

稽古料	稽古料	<p>出演者が稽古するに当たってその者に支払う対価(交通費・日当等除く。)。顔合わせ、本読み以降を対象とし、1日当たりで稽古費を算出している場合は40日を上限とする。なお、個人的練習及びアンダーアートについて対象としない。</p> <p>劇団等でこれについての内規等を設けている場合は、別途当該内規を提出すること。</p> <p>また、出演者に支払われる総額(稽古料と出演料)については、支出予算書別紙「稽古料・出演料内訳書」を提出すること(別紙の書式は振興会ホームページからダウンロードしてください。)。なお、給与制の場合には、内訳に明示すること。</p>
	稽古場借料	<p>出演者が稽古するに当たって必要となる稽古場借料。本番の会場以外で行う稽古の会場料はこの細目に計上すること。</p> <p>顔合わせ、本読み以降を対象とし、日数は40日以内。なお、事務所と一体となった稽古場を年間を通じ借上げしている場合は、床面積で按分を行うこと。</p>
音楽費	作詞料	作品中に使われる楽曲に付す詞を新たに作る経費。
	作曲料	公演のために新たに作曲したことに対する対価。対象は原則としてチラシ等に作曲(又は音楽)として記載された者のみ。
	編曲料	元々存在する楽曲等を、上演するために手を加えるに当たっての対価。対象は原則としてチラシ等に編曲(又は音楽)として記載された者のみ。
	音楽制作料	演目中に使用する楽曲の録音等に要する費用。 スタジオ借料及びそれに含まれる人件費はこの細目に計上すること。
	楽譜借料	楽譜の借料。本番は除く。
	写譜料	楽譜を写すために必要な対価。
	稽古ピアニスト料	稽古に際してのピアノ伴奏を行った者に支払う費用。
	調律料	ピアノ等の調律に対する対価(稽古分のみ計上可)。
文芸費	脚本料	脚本執筆に係る対価。対象は原則としてチラシ等に脚本又は作として記載された者のみ。
	演出料	演出に係る対価。対象は原則としてチラシ等に演出として記載された者のみ。
	演出助手料	演出家を補佐する人員(演出補を含む。)に要する費用。
	構成料 ドラマトゥルク料	上演内容の構成、ドラマトゥルクを行った者に対する対価。対象は原則としてチラシ等に構成、ドラマトゥルクとして記載された者のみ。
	脚色料	元々存在する小説等を、上演するために脚本にすること、または元々ある戯曲や脚本に手を加えることに対する対価。台本に手を加えて不足等を補うに当たり対価として支払う費用。対象は原則としてチラシ等に脚色、補綴、翻案として記載された者のみ。
	振付料	振付に係る対価(ステージングを含む。)。対象は原則としてチラシ等に振付として記載された者のみ。
	振付助手料	振付家を補佐する人員に要する費用。
	台本印刷料	台本の印刷に係る費用。